

公立大学法人都留文科大学
第2期中期目標に係る業務の実績に関する評価結果書
【中期目標期間評価】

令和3年8月27日

都留市公立大学法人評価委員会

— 目 次 —

I	評価実施の根拠法	1
II	評価の対象	1
III	評価の目的	1
IV	評価者	1
V	評価を実施した時期	1
VI	評価方法の概要	2
1	評価の実施に関する定め	2
2	評価の手法	2
3	法人の自己評価の方法	2
4	評価実施の経過	2
5	評価に際して参照した外部評価	2
VII	評価の結果	3
1	総合的な評定	3
2	評価概要	3
(1)	全体的な状況	3
(2)	大項目ごとの状況	6
1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標	6
2	研究に関する目標	8
3	地域貢献及び国際化に関する目標	9
4	業務運営の改善及び効率化に関する目標	10
5	財務内容の改善に関する目標	11
6	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	12
7	その他業務運営に関する重要目標	13
3	法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項	14
VIII	法人に対する勧告	14
IX	法人からの意見の申し出とその対応	14
X	項目別評価結果総括表	15

I 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第1項第3号

II 評価の対象

法人の中期目標（平成27年3月17日認可、平成27年8月6日変更認可、期間：平成27年度～令和2年度）における達成状況

III 評価の目的

法人による第2期中期目標の達成状況についての総合的な自己点検・自己評価に対し、都留市公立大学法人評価委員会が評価を行い、都留文科大学の継続的な質的向上を促進すること及び評価を通じ社会への説明責任を果たすことを目的として行う。

IV 評価者（評価委員会委員名簿）

氏名	役職等	
原 護	委員長	きさらぎ監査法人 監査委員
村田俊也	職務代理	公益財団法人 山梨総合研究所 専務理事
谷内 満		早稲田大学名誉教授
小俣政英		都留市商工会 会長
青山伸一		青山公認会計士事務所 代表

V 評価を実施した時期

令和3年7月1日～令和3年8月27日

VI 評価方法の概要

1 評価の実施に関する定め

公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領（平成 22 年 1 月 27 日 都留市公立大学法人評価委員会決定、平成 28 年 6 月 22 日、平成 30 年 6 月 25 日一部改正）

2 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

3 法人の自己評価の方法（評価項目・評価基準及びその判断の目安の概要）

公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領 別表第 4 による

（本書末に記載）

4 評価実施の経過

6 月 30 日	法人から第 2 期中期目標に係る業務の実績に関する報告書【中期目標期間評価】の提出
7 月 9 日～8 月 23 日	都留市公立大学法人評価委員会開催
8 月 23 日	評価書原案の法人提示
8 月 27 日	評価書の確定

5 評価に際して参照した外部評価

地方独立行政法人法第 79 条に基づき、2020 年度に実施された公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）の結果を踏まえ、評価を行った。

Ⅶ 評価の結果

1 総合的な評定

「中期目標を概ね達成」の B 評価

【理由】

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期目標は概ね達成」となっている。

評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、一部にやや未達成の目標はあるものの、概ね順調に目標を達成しており、評価委員会の総合評定は、法人の自己評価とおりとすることが妥当であると判断した。

2 評価概要

(1) 全体的な状況

平成 21 年の公立大学法人化と同時に定められた公立大学法人都留文科大学第 1 期中期目標の後を受け、平成 27 年度～令和 2 年度の 6 年間を期間として定めた第 2 期中期目標が令和 3 年 3 月 31 日をもって終了した。

平成から令和への改元も行われたこの間、少子高齢化と東京一極集中により、地方公立大学を取り巻く環境がますます厳しさを増す中、学部学科改編や施設整備を始めとして、第 2 期中期計画に基づく様々な事業が実施された。また、最終年度である令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、これまでに経験のない大学運営が迫られることとなり、中期目標の達成についても、大きな影響を受けることとなった。

以下、第 2 期中期目標に係る業務の実績に関する評価について、第 2 期中期目標の 4 つの基本目標である「教員養成系大学としてのブランドの強化」「地域を作りグローバル化を支える人材の育成」「『教育首都つる』推進に向けた地域貢献」「柔軟で機動力のある大学経営の推進」に着目し、評価を行った。

まず、「教員養成系大学としてのブランドの強化」については、第 2 期中期目標期間の大きな取り組みであった、都留文科大学開学以来の大規模な学部学科の再編を滞りなく終えること出来たことを評価する。

他方、低調な志願者数が続く専攻科の在り方など、目標期間で改善が見られなかった点については、引き続き学内での検討を進めてもらいたい。

長時間労働を始めとした労務面の問題などを嫌う教員志望の若者の減少、各地の教員採用試験での低倍率など、教員を取り巻く環境については、厳しい状況が伝えられている。また、外国語教育やプログラミング教育など、時代に応じて教員に求められる技能も多様化しており、これまで同様の教員養成の高いブランド力を維持していくための、さらなる挑戦と努力を期待したい。

次に、「地域を作りグローバル化を支える人材の育成」については、国際教育学科の創設、5号館、国際交流会館の建設など、ハード面とソフト面の両面の整備を進め、交換留学を始めとした海外との人的交流も活発化したところにある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、こうした取り組みに対しては、否応なしに転換を迫られる局面を迎えており、ウイズコロナ時代における新たな展開が求められる。

学生への支援体制については、これまで構築したネットワークをいかした卒業後のアフターケア、同窓会の協力による試験対策などの充実がはかられてきた。一方で学内においても教員就職者数の減少が見られる中で、教員志望学生のサポート体制に留まらない、幅広い就職支援の充実も必要となっている。

第2期中期目標期間でリニューアルされた学生食堂や100円朝食の取り組みなどは、大変好評であると聞いている。新棟整備事業におけるラーニング・コモンズの整備など、今後も、修学と学生生活の基盤となる大学の環境整備に努めていただきたい。

次に、『「教育首都つる」推進に向けた地域貢献』については、SAT事業を始めとして、市の子ども教室事業への学生派遣や学校ボランティアの派遣といった教育、また市民向けの公開講座の実施など、第2期中期目標期間に多くの実績が残されてきた。しかし、これらについても、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、令和2年度は、多くの事業が中止や縮小となってしまっており、コロナ禍における事業の継続を検討すると共に、コロナ収束後には、以前を上回るような活況が取り戻せるよう期待する。

なお、第3期中期目標期間においては、具体的に建設を進めていく段階に至った「生涯

活躍のまち・つる」複合型居住プロジェクトの大学連携施設について、滞りなく進めていっていただきたい。

次に、「柔軟で機動力のある大学経営の推進」については、法人化からおよそ12年を経過し、第2期中期目標期間は、新たに経営企画課が設けられ、プロパー職員の採用を含めた組織体制の見直しをはかり、理事長と学長それぞれのリーダーシップのもと、安定的な大学運営が続いてきたことをまずは評価する。

他方、自己資金の獲得については、科学研究費補助金の申請者数の目標数値をはじめ、未達成の目標も多く、課題を残すこととなった。高等教育の修学支援制度のスタートにより、入学金や授業料を巡る環境も大きく変わってきている。

国立大学を巡る近年の状況などから、公立大学を有する自治体に対する、地方交付税措置を通じた国の財的支援についても、先行きの見通せない状況が続いている。今後も、自主財源の獲得と効率的な経営による運営費交付金に依存しない大学運営を目指していただきたい。

令和3年4月より第3期中期目標期間を迎え、新型コロナウイルス感染症により社会全体が混迷する中での出発となったが、理事長、学長のリーダーシップのもと、新たに定めた目標の達成はもとより、これを変革のチャンスと捉えた、活発な取り組みの数々が生まれることを期待して本評価の結びとする。

(2) 大項目ごとの状況

1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

- | |
|--------------------|
| (1) 教育に関する目標 |
| (2) 教育の実施体制等に関する目標 |
| (3) 学生への支援に関する目標 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a→b	3.7	5点	13	22.8%
		4点	20	35.1%
		3点	18	31.6%
		2点	6	10.5%
		1点	0	0.0%
		合計	57	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が3.5以上4.2以下の範囲ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については「89.5%」で90%に満たないため、1段階評価を引き下げ「b評価」とした。

(1) 教育に関する目標を達成するための措置

- ・学生、保護者、就職先企業・学校等を対象に行うニーズ等の把握はマネジメントを行う上で必要なものであり今後の大学の指標となるものでもあるので、客観的視点を持ち取り組むべき方向性の位置づけのために、より一層ニーズ等の把握に努められたい。【8】
- ・志願者数減少の原因の分析及び新たな取り組みを早急に実施されたい。【10】
- ・専攻科課程、大学院課程の社会的知名度向上に取り組まれない。専攻科については、存続の是非を含めて、今後のあり方を検討されたい。【25】

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・ラーニング・コモンズの設置については、ウイズコロナ、アフターコロナへの対応を検討されたい。【41】
- ・授業評価アンケートについては、教員へのインセンティブやペナルティの導入を検討するなど、回答率の向上に努められたい。【44】

(3) 学生への支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・コロナ禍における「緊急援助奨学金」の創設と学生への支給を評価する。【54】
- ・学生の自主的活動（チャレンジ・プロジェクト）の支援については、学生の社会参加や発想力・行動力を引き出す良い制度であり、条件を緩和するなどして、多くの学生の参加を促すことを検討されたい。【55】

2 研究に関する目標

- | |
|------------------------|
| (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 |
| (2) 研究実施体制等に関する目標 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a→b	3.8	5点	4	40.0%
		4点	3	30.0%
		3点	1	10.0%
		2点	1	10.0%
		1点	1	10.0%
		合計	10	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が3.5以上4.2以下の範囲ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については「80.0%」で90%に満たないため、1段階評価を引き下げ「b評価」とした。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・出版助成の活用について、表彰を設けるなど、制度の活用の促進に取り組まれない。

【60】

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・科学研究費の獲得については、目標値には達していないものかなりの伸びを示してきたことを評価する。今後の獲得を伸ばすための、必要な施策、個人への評価やインセンティブを検討されたい。【65】

3 地域貢献及び国際化に関する目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標
(2) 国際化に関する目標

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.8	5点	3	14.3%
		4点	11	52.4%
		3点	7	33.3%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	21	100.0%

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ・生涯学習、人材育成、文化、国際交流、理数教育等の共同事業や支援事業については「教育首都つる」の理念のもと意識的に取り組まれない。【68】
- ・都留市における地域教育の大きな特色となっている SAT については、多くの学生が参加しているが、目標値に届いていない状況にある。地域貢献として大学の存在意義を高める活動であり、教員を目指す学生にとって教育現場を体験できる貴重な仕組みとなっているので、今後も推進されたい。【75】
- ・社会人のための独自プログラムについて、都留市が推進している「生涯活躍のまち・つる」事業において重要な位置付けとなっており、今後の対応を期待する。【80】

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・都留で学ぶ留学生の受け入れや、協定大学との交流、グローバル教育奨学金など、海外の学生と交流するための基盤は整っている。新型コロナウイルス感染症という逆風の中でも、これらを最大限に活用し、学生が国際感覚を涵養できるような仕組みを構築されたい。【82】【84】【85】

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- (1) 業務運営の改善に関する目標
- (2) 多様な教職員の活躍の促進に関する目標
- (3) 事務等の効率化・合理化に関する目標

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	3.5	5点	0	0.0%
		4点	8	53.3%
		3点	7	46.7%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	15	100.0%

(1) 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ・「教職員の多面的な業務内容に関する評価システム」については、継続して研究・教育業績一覧の更新を行うとともに、評価システムの構築について検討を進められたい。【91】
- ・「教員及び事務職員の業績評価」については、双方が納得できる公平な評価システムを確立し、給与への反映などのインセンティブとして活用できるよう、引き続き検討を進められたい。【93】

(2) 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・中期目標期間中に、学部学科の増設が行われ、教職員の増加もあり経常費用が増加している。今後の採用を計画的に進めるにあたり、人事計画、教員配置計画策定に努められたい。【96】【97】

(3) 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・大学職員の職能成長による人材育成・資質向上の研修について、より多くの職員の参加者の増加に努められたい。【103】

5 財務内容の改善に関する目標

- (1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
- (2) 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標
- (3) 資産の運用管理の改善に関する目標

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
b→c	3.2	5点	1	16.7%
		4点	2	33.3%
		3点	0	0.0%
		2点	3	50.0%
		1点	0	0.0%
		合計	6	100.0%

※「最小単位別評価の評点平均値」が2.7以上3.5以下の範囲ではあるが、「3点以上の評点が占める割合」については「50.0%」で90%に満たないため、1段階評価を引き下げ「c評価」とした。

- (1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - ・資金の運用に関しては、国債や定期預金としての運用にこだわらず、法令の範囲内において、多くの運用益が得られるよう、投資基準を検討されたい。【107】

- (2) 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置
 - ・水道光熱費の抑制や学内会議資料のペーパーレス化等、経費削減について大学の経営努力が見られている。費用対効果を意識した上で、今後とも更なる経費の削減に努められたい。【108】

- (3) 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
 - ・今後も大学が保有する多くの施設について有効活用を図るため、市民が利用できることを周知し、市民開放件数の増加に努められたい。【109】

6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- | |
|-------------------------|
| (1) 評価の充実に関する目標 |
| (2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 |

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
a	4.0	5点	0	0.0%
		4点	3	100.0%
		3点	0	0.0%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	3	100.0%

(1) 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・事業報告書については、事業の実施状況に留まらず、点数が低い項目については、目標の達成に向けた改善策について記載するなど、今後も内容を充実されたい。

【110】

(2) 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・今後も、SNS等多様なメディアを活用し、時代に沿った戦略的なプロモーションを実施されたい。【112】

7 その他業務運営に関する重要目標

- (1) 施設設備の整備・活用等に関する目標
- (2) 安全管理に関する目標
- (3) 法令遵守に関する目標
- (4) 環境への配慮に関する目標

大項目評点	評点平均値	小項目評価		
		評点	評点別項目数	項目構成比
b	3.3	5点	0	0.0%
		4点	3	30.0%
		3点	7	70.0%
		2点	0	0.0%
		1点	0	0.0%
		合計	10	100.0%

(1) 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・ラーニング・commonsの設置が予定されている、新棟の整備を滞りなく実施されたい。【再掲】

(2) 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・令和元年度に策定された情報セキュリティポリシーについて、的確な運用をはかられたい。【116】

(3) 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・大学では特に、教職員については法令遵守について指導する立場でもあるため、常に情報を収集し、指導体制の充実及び、法令遵守に関する知識の向上のためにも研修実施体制を務められたい。【117】

(4) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

- ・学内においても節水、省エネ、ペーパーレスの意識を持ち環境配慮できるよう努められたい。【119】【再掲】

3 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

なし

VIII 法人に対する勧告

なし

IX 法人からの意見の申し出とその対応

令和3年8月23日に評価書原案を法人に提示し意見照会を行った結果、「意見はない」旨回答があったことから、評価書原案を評価書として確定した。

X 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)

注1：「VII 評価の結果 1 総合的な評定」欄には、全体評価に係る評定及びその理由を記載する。

注2：「VII 評価の結果 2 評価概要」欄には、当該年度の法人の業務運営における特徴的な事項、長所、問題点等に関し、評価の目的を達成するため、説明を付すことが適当と判断した事項、特記することが適当と判断した事項等について記載する。

注3：「VIII 法人に対する勧告」は、法人に対し必要な措置を求める必要があると判断した事項について記載する。

第2期中期目標期間評価に係る項目別評価結果総括表

区分 (大項目) (中項目)	最小単位別評価の対象項目数(中期計画項目数) ①	最小単位別評価の評点の内訳(個数)						最小単位別評価の評点平均値 ⑧	最小単位別評価の評点の内訳(構成割合(%))							大項目別評価(評定) ⑯	大項目のウェイト ⑰	備考
		5点	4点	3点	2点	1点	計		5点	4点	3点	2点	1点	計	3点以上の評点が占める割合 ⑮			
		②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮			
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	58	13	20	18	6	0	57	3.7	22.8	35.1	31.6	10.5	0.0	100.0	89.5	b	0.2	
1 教育に関する目標を達成するための措置	37	10	8	15	4	0	37	3.6	27.0	21.6	40.5	10.8	0.0	100.0	89.2			
2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	8	0	5	2	0	0	7	3.7	0.0	71.4	28.6	0.0	0.0	100.0	100.0			【再掲】(【24】と同じ)
3 学生への支援に関する目標を達成するための措置	13	3	7	1	2	0	13	3.8	23.1	53.8	7.7	15.4	0.0	100.0	84.6			
第2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	10	4	3	1	1	1	10	3.8	40.0	30.0	10.0	10.0	10.0	100.0	80.0	b	0.2	
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	5	3	1	0	0	1	5	4.0	60.0	20.0	0.0	0.0	20.0	100.0	80.0			
2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	5	1	2	1	1	0	5	3.6	20.0	40.0	20.0	20.0	0.0	100.0	80.0			
第3 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	21	3	11	7	0	0	21	3.8	14.3	52.4	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.1	
1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	13	1	8	4	0	0	13	3.8	7.7	61.5	30.8	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 国際化に関する目標を達成するための措置	8	2	3	3	0	0	8	3.9	25.0	37.5	37.5	0.0	0.0	100.0	100.0			
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	16	0	8	7	0	0	15	3.5	0.0	53.3	46.7	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.2	
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	7	0	3	4	0	0	7	3.4	0.0	42.9	57.1	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置	6	0	3	2	0	0	5	3.6	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	100.0	100.0			【再掲】(【93】と同じ)
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	3	0	2	1	0	0	3	3.7	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0			
第5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	6	1	2	0	3	0	6	3.2	16.7	33.3	0.0	50.0	0.0	100.0	50.0	c	0.2	
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	4	1	0	0	3	0	4	2.8	25.0	0.0	0.0	75.0	0.0	100.0	25.0			
2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置	1	0	1	0	0	0	1	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	1	0	1	0	0	0	1	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	3	0	3	0	0	0	3	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.05	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	2	0	2	0	0	0	2	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	1	0	1	0	0	0	1	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	10	0	3	7	0	0	10	3.3	0.0	30.0	70.0	0.0	0.0	100.0	100.0	b	0.05	
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	2	0	0	2	0	0	2	3.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	4	0	1	3	0	0	4	3.3	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置	2	0	1	1	0	0	2	3.5	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置	2	0	1	1	0	0	2	3.5	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0			
単純合計(ウェイト非考慮)	124	21	50	40	10	1	122	3.7	17.2	41.0	32.8	8.2	0.8	100.0	91.0			
全体評価(総合的な評定)								3.6	17.3	42.1	24.5	14.1	2.0	100.0	83.9	B	1.00	

注:大項目及び単純合計の評点には、一の大項目内にある最小項目記載事項の再掲の評点は含まない。一の大項目に再掲があり、計が一致しない場合は、備考欄に注記する。

注:小数点端数により積み上げ値と合計値が一致しないことがある。

公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領 別表第4

中期目標中間評価・期間評価における評価基準及びその判断の目安（要領第4－3(2)(3)関係）

区分	評価基準及びその判断の目安			
最小単位別評価	評価基準		判断の目安	
	評言	評点	数値目標を掲げる中期計画にあつては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかによる（小数点以下第1位四捨五入）。	制度、仕組みの整備を目標に掲げる中期計画にあつては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかによる。
	中期計画を十二分に達成	5	達成度が120%以上であるとき	制度、仕組みが整備され、当該制度、仕組みが他大学の模範となるような優れた機能を発揮しているとき
	中期計画を十分達成	4	達成度が100%以上120%未満であるとき	制度、仕組みが整備され実際に機能を発揮しているとき
	中期計画を概ね達成	3	達成度が90%以上100%未満であるとき	制度、仕組みが整備されているとき
	中期計画はやや未達成	2	達成度が70%以上90%未満であるとき	制度、仕組みの整備に関する検討段階であるとき
中期計画は未達成	1	達成度が70%未満であるとき	制度、仕組みの整備に関する取組が行われていないとき	
大項目別評価	評価基準		判断の目安	
	評言	評価	当該大項目に係る最小単位別評価の評点の平均値が次の区分のいずれに該当するかによる（小数点以下第2位四捨五入）。	
	中期目標を十二分に達成	s	4.3以上	
	中期目標を十分達成	a	3.5以上4.2以下	
	中期目標を概ね達成	b	2.7以上3.4以下	
	中期目標はやや未達成	c	1.9以上2.6以下	
中期目標は未達成	d	1.8以下		

全体評価	評価基準		判断の目安
	評言	評価	各大項目に係る最小単位別評価の評点の平均値に当該大項目のウェイトを乗じて得た数値の合計値が次の区分のいずれに該当するかどうかによる（小数点以下第2位四捨五入）。
中期目標を十二分に達成	S	4.3以上	
中期目標を十分達成	A	3.5以上4.2以下	
中期目標を概ね達成	B	2.7以上3.4以下	
中期目標はやや未達成	C	1.9以上2.6以下	
中期目標は未達成	D	1.8以下	

備考

1 最小単位別評価における判断の目安

- (1)中期計画が掲げる数値目標が「〇〇率100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が100%であったときを5」、「達成度が95%以上100%未満であったときを4」、「達成度が90%以上95%未満であったときを3」、「達成度が70%以上90%未満であったときを2」、「達成度が70%未満であったときを1」とする。
- (2)中期計画が「〇〇について検討する（取り組む）」ことを内容とするものである場合には、「当該検討の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したときを5」、「当該検討の結果、何らかの効果、効用が発生したときを4」、「当該検討の結果、期待する結果を得たときを3」、「期待する結果を得るに至らず引き続き検討段階であるときを2」、「取組みなしを1」とする。

2 大項目別評価における判断の目安

- (1)一の大項目内において最小項目記載事項の再掲がある場合、再掲した最小項目記載事項に係る評点は平均値算定の対象から除く（二重計上はしない）。
- (2)当該大項目に係る最小単位別評価の評価項目の数のうち3以上の評定をした評価項目の数が占める割合が90%に満たない場合は、一段階下位の評定をすることができる。
- (3)評定に当たっては、当該大項目に係る最小単位別評価の評点の平均値をもとに大項目全体を平均的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮することができる。

3 全体評価における判断の目安

(1)判断の目安となる値の算定に用いる大項目のウェイトは原則として次のとおりとする。

- ①大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 0.20
- ②研究に関する目標を達成するためにとるべき措置 0.20
- ③地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置 0.10
- ④業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 0.20
- ⑤財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 0.20
- ⑥自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 0.05
- ⑦その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 0.05

(2)各大項目に係る最小単位別評価の評価項目の数のうち3以上の評定をした評価項目の数が占める割合(%)に(1)のウェイトをそれぞれ乗じて得た数値の合計値が90%に満たない場合は、一段階下位の評定をすることができる。

- (3) 評定に当たっては、全体評価における判断の目安に用いる数値をもとに平均的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮することができる。
- (4) 評価結果の確定の日までに、経常損失の発生や学部全体の入学者の数が入学定員に満たなかった場合等の「主要な経営指標の悪化」、学校教育法第15条に規定する文部科学大臣の勧告がなされる等の「法令に違反する重大な事実の発生」など、法人の財政状態や運営状況に関し今後の業務の適正かつ確実な実施に当たり特に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、その理由、背景、影響の度合いその他の事情を総合的に考慮した上でC又はDの評定をすることができる。認証評価において重大な事項が多数指摘された場合も同様とする